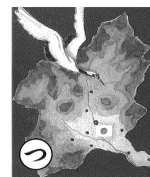




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月30日（金） 号外（第11号）

目次

	ページ
規 則	
○介護保険法施行細則の一部を改正する規則（介護高齢課）	2
○群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（蚕糸園芸課）	1 0
○群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）	1 0
○群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	1 0
○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則（企業局総務課）	1 3
企業管理規程	
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程（財務課）	1 3
病院管理規程	
○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程（総務課）	2 0
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程（同）	2 0
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（同）	2 0
○群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程（同）	2 1
○群馬県病院局宿日直規程の一部を改正する規程（同）	2 1

■ 規 則

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十五号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「第七十九条第一項」を削り、「第九十四条第一項」の下に「及び第百

「指定居宅サービス事業所

七条第一項」を加え、

指定介護予防サービス事業所

指定(許可)申請書

を

指定居宅介護支援事業所

指定(許可)申請書

を

居宅サービス事業所

介護予防サービス事業所指定(許可)申請書

に改める。

第二条の二中、「第七十九条の二第一項」を削り、「第九十四条の二第一項」の下

「指定居宅サービス事業所

に「及び第百八条第一項」を加え、

指定介護予防サービス事業所

指定(許可)更新

指定居宅介護支援事業所

指定(許可)更新

申請書

「指定居宅サービス事業所

申請書 を 指定介護予防サービス事業所指定(許可)更新申請書 に改める。

「介護保険施設

第三条の次に次の一条を加える。

(共生型居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第三条の二 法第七十二条の二第一項ただし書及び第百十五条の二の二第一項ただし

書の規定による申出は、特例による指定を不要とする旨の申出書(別記様式第二号

の二)により行うものとする。

第四条中、「第八十二条」を削り、「第九十九条」の下に、「第百十三条」を加え

る。

第六条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加え、同条中

「第九十四条第二項」の下に「及び第百七条第二項」を加え、「介護老人保健施設開

設許可事項変更許可申請書」を「介護老人保健施設 開設許可事項変更許可申請書」に

介護医療院

改める。

第七条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加え、同条中

「第二項」の下に「並びに第百九条第一項及び第二項」を加え、「介護老人保健施設

「介護老人保健施設

管理者承認申請書」を

介護医療院

管理者承認申請書」に改める。

第八条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加え、同条中

「第九十八条第一項第四号」の下に「及び第百十二条第一項第四号」を加え、「介護

老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設 広告事項許可申請書」に改

めらる。

第十条中、「前条第一項各号及び第二項各号に定めるもののほか」を削り、「指定

居宅介護支援事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改める。

第十一条中「指定居宅介護支援事業者、」を「指定介護予防サービス事業者及び」

に改め、「及び指定介護予防サービス事業者」を削る。

別記様式第一号中

「指定居宅サービス事業所

指定介護予防サービス事業所

指定(許可)申請書

を

「指定居宅サービス事業所

指定(許可)申請書

に改める。

介護保険施設	指定居宅介護支援事業所				付表13
	指定介護老人福祉施設				付表14
介護保険施設	介護老人保健施設				付表15

介護保険施設	指定介護老人福祉施設				付表14
	介護老人保健施設				付表15
介護保険施設	介護医療院				付表16

介護予防訪問介護					付表1
介護予防訪問入浴介護					付表2

介護予防訪問入浴介護					付表2
------------	--	--	--	--	-----

介護予防居宅療養管理指導					付表5
--------------	--	--	--	--	-----

介護 子 防 通 所 介 護

付表 6

介護 子 防 居 宅 療 養 管 理 指 導

付表 5

○を記入してください。ただし、訪問介護、通所介護又は短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業に係る共生型サービスの指定を申請する場合は、「実施事業」欄に「○共」と記入してください。また、「訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）」や「訪問介護事業」は、「介護予防訪問介護事業」の指定に係る記載事項。また「訪問介護事業の指定に係る記載事項」は、「介護医療院」や「介護老人保健施設」

病 院	診 療 所	介 護 老 人 保 健 施 設
-----	-------	-----------------

病 院	診 療 所	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 医 療 院
-----	-------	-----------------	-----------

「通所介護事業」の指定に係る記載事項。また「通所介護事業の指定に係る記載事項」は、「介護予防通所介護事業」

営 業 時 間	平 日	土 曜 日	日 曜 日 ・ 祝 日
	～	～	～

営 業 時 間	平 日	土 曜 日	日 曜 日 ・ 祝 日
サービス提供時間	(時間)	(時間)	(時間)

営 業 時 間	平 日	土 曜 日	日 曜 日 ・ 祝 日
---------	-----	-------	-------------

介護 子 防 通 所 介 護

付表 6

介護 子 防 居 宅 療 養 管 理 指 導

付表 5

○を記入してください。ただし、訪問介護、通所介護又は短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業に係る共生型サービスの指定を申請する場合は、「実施事業」欄に「○共」と記入してください。また、「訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）」や「訪問介護事業」は、「介護予防訪問介護事業」の指定に係る記載事項。また「訪問介護事業の指定に係る記載事項」は、「介護医療院」や「介護老人保健施設」

営 業 時 間	平 日	土 曜 日	日 曜 日 ・ 祝 日
	～	～	～

営 業 時 間	平 日	土 曜 日	日 曜 日 ・ 祝 日
サービス提供時間	(時間)	(時間)	(時間)

「通所介護事業」の指定に係る記載事項。また「通所介護事業の指定に係る記載事項」は、「介護予防通所介護事業」

介 護 老 人 保 健 施 設	名 称	定 員	人
-----------------	-----	-----	---

介 護 老 人 保 健 施 設	名 称	定 員	人
-----------------	-----	-----	---

介 護 医 療 院	名 称	定 員	人
-----------	-----	-----	---

に代め、同様式に次の付表を加える。

付表16

介護医療院の開設許可に係る記載事項
(その1)

										受付番号						
設 施	フリガナ															
	名 称															
	所在地	(〒 -)														
	電話番号				FAX番号											
管 理 者	フリガナ															
	氏 名															
	生年月日	年 月 日														
	住所	(〒 -)														
全病床数								床		備考						
療養病床の病床数								床								
介護医療院として申請する病床数								床								
療養病床入院患者数								人								
転換又は創設の別 (いずれかに○)				転 換				創 設				転換・創設混合				
施 設 の 状 況	敷 地 の 面 積				m ²				用途地域の別							
	建物の構造概要		建 造 階 建		建築面積		m ²		延べ面積		m ²		新築部分			
													増改築部分			
													既存部分			
													合 計			
耐火構造・準耐火構造の別																
療養室	室名又は部屋番号			定員	床面積	1人当たり面積	場所	設備								
	○介護医療院分			人	有効 m ²	有効 m ²	階									
	○ユニット型介護医療院分															
診 察 室		床 面 積		m ²		1人当たり床面積		m ²		主な器機・器具・設備						
処 置 室		床 面 積		m ²		1人当たり床面積		m ²		主な器機・器具・設備						
機 能 訓 練 室		床 面 積		m ²		1人当たり床面積		m ²		主な器機・器具・設備						
談 話 室		床 面 積		m ²		1人当たり床面積		m ²		主 な 設 備						
食 堂		床 面 積		m ²		1人当たり床面積		m ²		主 な 設 備						

(その2)

施 設 の 状 況	浴室		種類	一般浴室		特別浴室		
			床面積	m ²		m ²		
			主な設備 (構造上の配慮等)					
	レクリエーション ルーム		床面積	m ²				
			主な設備					
	調理室 ・委託 ・直営	面積	m ²		場所			
		食器消毒設備の状況						
		食器・食品の保管設備の状況						
		保温食器・保温設備の状況		保温食器		保温設備		
	その他の施設		施設名	箇所数	場所	延べ床面積		
サービスステーション			箇所	階	m ²			
洗面所								
便所								
汚物処理室								
洗濯室又は洗濯場								
ボランティアルーム								
家族介護教室								
共用施設		施設名	床面積	共用する施設名				
			m ²					
			m ²					
			m ²					
廊下の幅		場所	設備	片廊下	中廊下			
		階		m	m			
療養室のある 最上階		階数	バルコニーの有無		階段の数			
		階	有・無					

(その3)

施設状況	直通階段				エレベーター		避難階段		
	幅	蹴上げ	踏面	踊場の幅	設備	基数	定員	数	うち直通階段を代替するものの数
	cm	cm	cm	cm		基	人		
施設	消防用設備その他備								
	非常災害その他設備								
状況	その他の設備の概要								
	協力病院の概要		名称						
			所在地						
			診療科名						
			病床数						
			従業員数		医師				
					看護職員				
					その他				
			施設からの距離				km		徒歩
	契約の内容								
人員配置状況	従業員数 (人)		職名		定員	常勤換算	専従	兼務	非常勤
			医師						
			薬剤師						
			看護師						
			准看護師						
			介護職員						
			支援相談員						
			理学療法士						
			作業療法士						
			言語聴覚士						
			管理栄養士 (栄養士)						
			介護支援専門員						
			調理員						
			事務員						
			その他						
入所定員				人					
通所リハビリテーション定員				人					

(その4)

併 設 の 状 況	病院	名称		
		ベッド数		
	診療所	名称		
		ベッド数		
	社会福祉施設	名称		
		定員	人	
	介護保険におけるサービス提供の有無及び概要			
	事業の種類		実施事業	事業開始(予定) 年 月 日
	居宅サービス			
介護予防サービス				
地域密着型サービス				
地域密着型 介護予防サービス				
居宅介護支援事業				
介護予防支援事業				
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	名称		
		定員	人	
	介護老人保健施設	名称		
		定員	人	
	指定介護療養型医療施設	名称		
		定員	人	

別記様式第二号の二中 「指定居宅サービス事業所 指定(許可)更新申請書」を
「指定居宅サービス事業所 指定(許可)更新申請書」及び「指定居宅介護支援事業所
介護保険施設」
「指定居宅サービス事業所 指定(許可)更新申請書」及び「指定居宅介護支援事業
所 介護保険施設」
別記様式第二号中「介護保険施設」及び「介護医療院」並びに「回生」の次に
次の一様式を加える。

別記様式第2号の2（規格A4）（第3条の2関係）

特例による指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

群馬県知事 あて

所在地
 事業者（住所）
 名 称
 （氏名） 印

次のとおり特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

申出を行う事業所	指定事業所番号						
名称							
所在地							
既指定サービス種別	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 1 居宅介護 2 重度訪問介護 3 生活介護（機能訓練） 4 生活介護（生活訓練） </div> <div style="width: 45%;"> 5 児童発達支援 6 放課後等デイサービス 7 短期入所 </div> </div>						
管理者	氏名						
	住所						
申出に係る居宅（介護予防）サービスの種類							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 1 訪問介護 2 通所介護 </div> <div style="width: 45%;"> 3 短期入所生活介護 4 介護予防短期入所生活介護 </div> </div>							

注 既指定サービス種別及び申出に係る居宅（介護予防）サービスの種類については、該当する番号に○を付してください。

別記様式第六号中「介護老人保健施設開設事項変更申請書」を「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」とし、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設の」に改める。

別記様式第七号中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設管理者承認申請書」とし、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設の」に改める。

別記様式第八号中「介護老人保健施設広告訴事項許可申請書」を「介護老人保健施設広告訴事項許可申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第十六条の規定による指定又は許可の申請については、この規則による改正後の介護保険法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定の例により行うものとする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の介護保険法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十六号

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則（平成十年群馬県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「一年につき二十一万千円以上六十三万三千円以下」を「当該物品販売所における売上状況等を考慮して知事が別に定める額」に改め、後段を削る。

附 則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十七号

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則（昭和四十八年群馬県規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 別表第六生産技術科の項中「三〇〇」を「三二〇」に改め、同表テクニカル金属科の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同表メタル技術科の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同表機械技術科の項中「八三〇」を「八五〇」に改め、同表機械システム科の項中「③ 機械保全法」を「③ 精密加工法」に、「⑤ 機械保全実習」を「⑤ 精密加工実習」に、「① 1 学科」を「① 1 学科」に改め、同表自動車整備科（太田産業技術専門校）の項中「② 機械操作基本実習」を「② 工作基本実習」に、「③ 安全衛生作業法」を「③ 安全衛生作業法」に、「④ 自動車整備用機械類」に改め、同表溶接クラフト科の項中「二九〇」を「三〇〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き群馬県立産業技術専門校に在校する者に係る普通課程の普通職業訓練の基準については、改正後の別表第六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十八号

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立公園条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改め、同項第一号中「いう。」の下に「(個人利用する場合の水泳場を除く。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、競技場のうち陸上競技場及び補助陸上競技場の個人利用の許可を受けようとする者は陸上競技場・補助陸上競技場利用申請簿(別記様式第三号の三)に、テニスコートの個人利用の許可を受けようとする者はテニスコート利用申請書(別記様式第三号の四)に所定の事項を記載することをもって足りるものとする。

第十条第二項中「又は補助陸上競技場」を「若しくは補助陸上競技場又はテニスコート」に、「競技場利用申請簿」を「それぞれ陸上競技場・補助陸上競技場利用申請簿又はテニスコート利用申請書」に改める。

第十条の四第一号及び第十一条第三項中「若しくは療育手帳」を「療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳」に改める。

別表第二号の表敷島公園の項中

テニスコート サッカー・ラグビー場	午前八時三十分から午後五時まで
水泳場	午前十時から午後八時まで(七月から八月までの間に限る。) 午後一時から午後八時まで(九月から翌六月までの間に限る。)

を

テニスコート	午前九時から午後六時まで
水泳場	午前十時から午後八時まで(七月から八月までの間に限る。) 午後一時から午後八時まで(九月から翌六月までの間に限る。)
サッカー・ラグビー場	午前八時三十分から午後五時まで

に改

める。

別記様式第三号別紙中

陸上競技用器具	式	拉声装置	固定式	式
	点		可搬式	式

を

野球カウチン操作器	式	湯沸室	室
-----------	---	-----	---

陸上競技用器具	式	拉声装置 湯沸室	式
	点		室

に改

める。

別記様式第二号の三中「競技場利用申請簿(陸上競技場・補助陸上競技場個人利用)」を「陸上競技場・補助陸上競技場利用申請簿(個人利用)」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第3号の4(規格A4)(第4条関係)

テニスコート利用申請書(個人利用)

年 月 日

住 所
氏 名
緊急連絡先

競技者の区分 (該当する箇所には○印をしてください。)		一般 ・ 高校生 ・ 中学生以下 ・ 65歳以上 ・ 障害者							
総競技者数	人	うち県内者数	人	うち県外者数	人	入場予定人数 (総競技者数に観客等の数を加えた数)	人	拡声装置の利用	式
利用するコート(利用する箇所に○印をしてください。)	利用面数	利用時間	利用時間の合計	※ 料金					
1・2・3・4・5・6・7・A・B・C	面	時から 時まで	時間						
1・2・3・4・5・6・7・A・B・C	面	時から 時まで	時間						
1・2・3・4・5・6・7・A・B・C	面	時から 時まで	時間						
1・2・3・4・5・6・7・A・B・C	面	時から 時まで	時間						
※ 合計		面	時間						

注 ※印の欄は、記入しないでください。

附則
1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県立公園条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日
群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十九号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。
第四号中、「院長代行」及び「院長補佐」を削る。

附則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

■企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第三号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。
目次中「土地造成勘定」を「団地造成勘定」に改める。

第五十七条の二第二項の表道路運送車両法の規定に基づく継続検査(車検)の手数料(代行手数料その他検査に伴う手数料を含む。)の項中「基づく」の下に「定期点検及び」を加え、同表中

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の規定に基づく検査手数料

を

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の規定に基づく検査手数料
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の規定に基づく臨時適性検査の手数料

に改める。

第八十八条の二ただし書中「の各号」を削り、「それぞれ当該各号に定める」を「四半期分の額の範囲内において、第四号に掲げる経費で常時必要とするものうち管理者が特に必要と認めた経費は一月分の」に改め、同条第一号中「四半期分の予定額」を「」に改め、同条第二号中「社会参加費 四半期分の予定額」を「社会参加費」に改め、同条第三号中「災害等緊急経費 一月分の金額」を「災害等緊急経費」に改め、同条第四号中「経費 一月分の金額」を「経費」に改め、同条第五号を削る。

第八十九条第一項中「五日」を「十日」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項の規定にかかわらず、資金前渡職員は、前条に規定する経費で常時必要とするものについては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期間内において支出命令者の確認を受けるものとする。ただし、同条第四号に規定する経費について、別に定めがある場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号に該当するもの 当該年度終了後十日以内
- 二 前条第二号から第四号までに該当するもの(次号に該当するものを除く。)

当該四半期終了後十日以内
三 前条ただし書の規定により管理者が特に必要と認めたもの 当該月終了後十日以内

第九十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 保険料
第六章第三節の節名、第八十四条(見出しを含む。)、第八十五条第二項及び第八十五条の二第一項中「土地造成勘定」を「団地造成勘定」に改める。

第九十三条第三項第一号中「水力発電、汽力発電」を「水力・汽力発電」に改める。
別表第四の1の表中

ニエータ ウ>事業	分譲土地	地区区別
割賦分譲	地区又は区 画別	

を

元金	地区別	地区別	「土地造成 勘定」	「土地造成の」	「土地造成 勘定」
	地区別	地区別	「土地造成 勘定」	「土地造成の」	「土地造成 勘定」

「土地造成の」や「団地造成の」及び「土地造成勘定」の「総係費」の目に準じて

その他施設	水路供給処理施設費	総係費	仮設備	仮設備	その他施設
水道	無形固定資産	団地環境整備費	工事用建物	工事用建物	水道
電話加入権	団地環境整備費	団地環境整備費助成金	工事用備品	工事用備品	電話加入権
			仮設備	仮設備	
			建設中利息	建設中利息	
			委託工事	委託工事	
			雑収入	雑収入	

目以下は、「土地造成勘定」の「総係費」の目以下に準ずるほか、下記による。

を

め、別表第四の 3 の表中		地区別	こ
「	事業別 事務所別	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	営業収益の未収金を整理する。 営業外収益の未収金を整理する。 上記以外の未収金を整理する。
」	事務所別	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	営業収益の未収金を整理する。 営業外収益の未収金を整理する。 上記以外の未収金を整理する。
「	「目」以下は、上記「事務所別」に準じて整理する。	「節」以下は、上記「事務所別」に準じて整理する。	や
」	「目」以下は、上記「事務所別」に準じて整理する。	「節」以下は、上記「事務所別」に準じて整理する。	や
「	事業別 事務所別	営業前払金 営業外前払金 その他前払金	営業費用の前払金を整理する。 営業外費用の前払金を整理する。 上記以外の前払金を整理する。
」	事務所別	営業前払金 営業外前払金 その他前払金	営業費用の前払金を整理する。 営業外費用の前払金を整理する。 上記以外の前払金を整理する。
「	特別修繕引当金	事業整理損失引当金	事業の整理が行われる場合に備えて計上する引当金を整理する。
」	事業整理損失引当金	事業整理損失引当金	事業の整理が行われる場合に備えて計上する引当金を整理する。
「	特別修繕引当金	事業整理損失引当金	事業の整理が行われる場合に備えて計上する引当金を整理する。
」	事業整理損失引当金	事業整理損失引当金	事業の整理が行われる場合に備えて計上する引当金を整理する。

め、別表第四の5の表中

「事業別	事務所別	事業資産未 払金 固定資産未 払金 営業未払金 営業外未払 金 その他未払 金	事業資産の未払金を 整理する。 固定資産の未払金を 整理する。 営業費用の未払金を 整理する。 営業外費用の未払金 を整理する。 上記以外の未払金を 整理する。	や	事務所別	事業資産未 払費用 営業未払費 用 営業外未払 費用 その他未払 費用	事業資産の未払費用 を整理する。 営業費用の未払費用 を整理する。 営業外費用の未払費 用を整理する。 上記以外の未払費用 を整理する。	や
「事務所別	事業資産未 払金 固定資産未 払金 営業未払金 営業外未払 金 その他未払 金	事業資産の未払金を 整理する。 固定資産の未払金を 整理する。 営業費用の未払金を 整理する。 営業外費用の未払金 を整理する。 上記以外の未払金を 整理する。	じ	「事業別	事務所別	法定預り金 法定外預り 金 契約保証金 入札保証金	事業資産の未払費用 を整理する。 営業費用の未払費用 を整理する。 営業外費用の未払費 用を整理する。 上記以外の未払費用 を整理する。	や
「本局	本局	「節」以下は、上記 「事務所別」に準じ て整理する。	や	「目」以下は、上記 「事務所別」に準じ て整理する。	じ	事務所別	法定預り金 法定外預り 金 契約保証金 入札保証金	じ
「事業別	事業別							

<p>事業別</p> <p>事務所別</p> <p>営業前受金 営業外前受金 その他前受金</p>	<p>営業収益の前受金を整理する。 営業外収益の前受金を整理する。 上記以外の前受金を整理する。</p>	<p>インターネット 事業 収益</p>	<p>その他特別 利益</p>	<p>営業収益</p>	<p>土地売却収 益</p>	<p>主たる営業活動から生ずる収益を整理する。</p>
<p>事務所別</p> <p>営業前受金 営業外前受金 その他前受金</p>	<p>営業収益の前受金を整理する。 営業外収益の前受金を整理する。 上記以外の前受金を整理する。</p>	<p>を</p>	<p>土地売却収 益</p>	<p>大学用地売 却収益 鉄道用地売 却収益</p>	<p>東洋大 学 東武鉄 道</p>	<p></p>
<p>「別表第四の6の表及び8の表中」</p> <p>「事業別」</p> <p>「別表第四の9の表中」</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>特定業務施 設用地売却 収益</p>	<p>駐車場 事業所 変電所 ガス供 給基地</p>	<p></p>
<p>「工業団地分譲収益 住宅団地分譲収益 流通団地分譲収益 研究団地分譲収益」</p>	<p>地区別に整理する。 同上 同上</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>商業施設用 地売却収益 住宅用地売 却収益</p>	<p>地区別</p>	<p></p>
<p>「産業団地分譲収益 住宅団地分譲収益」</p>	<p>地区別に整理する。 同上</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>铁塔用地</p>	<p>地区又 は区画 別</p>	<p></p>
<p>「土地造成勘定」や「団地造成勘定」より</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p></p>

地区別	地区別	地区別	地区別	地区別	地区別
産業系用地売却収益	その他用地売却収益	手数料 使用料 賃貸料 その他	営業雑収益	受取利息及び ひ配当金	長期前受金 戻入
主たる営業活動以外から生ずる収益を整理する。					
預金利息 貸付金利息 割賦取利息 有価証券利息 雑利息	国庫補助金 長期前受金 戻入 受贈財産評価額長期前 受金戻入 工事費負担				

金長期前受 金戻入 寄附金長期 前受金戻入 その他資本 剰余金長期 前受金戻入	地区別	地区別	地区別	地区別	地区別
販売用土地 評価損戻入	雑収益	不用品売却 益 その他雑収 益	特別利益	その他特別 利益	その他特別 利益
前期末における評価損について、洗替法による戻入れ益を整理する。					

め、別添録四の10の条中「土地造成事業費用」や「団地造成事業費用」

<p>工業団地造成原価 地区別</p> <p>住宅団地造成原価 地区別</p> <p>流通団地造成原価 地区別</p> <p>研究団地造成原価 地区別</p>	<p>特定業務施設用地売却費用</p> <p>事業所変電所ガス供給基地</p>
<p>産業団地造成原価 地区別</p> <p>住宅団地造成原価 地区別</p>	<p>商業施設用地売却費用 地区別</p> <p>住宅用地売却費用 地区別</p> <p>又 地区 区 画 別</p>
<p>その他特別損失 地区別</p> <p>大学用地売却費用 東洋大 学</p> <p>土地売却費用 東武鉄 道</p> <p>ニュータウン事業費用</p>	<p>鉄塔用地売却費用 地区別</p> <p>産業系用地売却費用 地区別</p> <p>その他用地売却費用 地区別</p> <p>団地資産管理費</p> <p>営業外費用</p>
<p>主たる営業活動から生ずる費用を整理する。</p> <p>節以下は、「土地造成事業費用」の「営業費用」の「団地資産管理費」の節以下に準ずる。</p> <p>主たる営業活動以外から生ずる費用を整理する。「土地造成事業費用」の「営業外費用」の目以下に準ずる。</p>	

特別損失				同上
その他特別損失				

に改

める。
別記様式第五十八号の九中「(冊格2. 7センチメートル×4. 3センチメートル)」を削り、注を削る。
別記様式第五十八号の十中「(冊格2. 7センチメートル×4. 3センチメートル)」を削り、注を削る。

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

附則

■病院管理規程

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務係」の下に「職員係」を加える。

第四条第二項中「及び診療情報管理室」を「診療情報管理室及び感染対策室」に改める。

第五条第一項中「及び診療情報管理室」を「診療情報管理室及び感染対策室」に改め、同項に次の一号を加える。

七 感染対策室

イ 感染対策の推進に関すること。

ロ 感染対策に係る職員への指導に関すること。

第七条第五項中「院長代行、」及び「院長補佐」を削り、「心臓血管外科第三部長」の下に「心臓血管外科第四部長」を加え、「人間ドック推進担当部長及び健康指導局付部長」を「健康指導部長」に改める。

第九条の表院長代行の項及び院長補佐の項を削り、同表中「人間ドック推進担当部長 健康指導局付部長」を「健康指導部長」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(組織規程第七号第五項に規定する院長代行を含む。以下同じ。)」を削る。

第十七条第二号中「院長補佐。副院長及び院長補佐が共に不在のときは」を削り、同条第三号中「診療情報管理室」の下に「又は感染対策室」を加え、「院長補佐。副院長及び院長補佐が共に不在のときは」を削り、「事務局長」を「診療情報管理室にあつては事務局長、感染対策室にあつては医療局長」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二を削る。

第七条第一項中「管理者」を「病院事業の管理者の権限を行う知事(以下「管理者」という。)」に改める。

第二十九条第一項中「及び附則第九項第三号」を削り、同条第二項中「並びに附則第九項及び第十三項」を削り、同条第四項中「。附則第九項第三号において同じ。」を削る。

第三十条第一項中「及び附則第九項第四号」を削り、同条第二項第一号中「及び附則第九項第四号」を削り、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同条第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

附則第九項から第十四項までを削る。

別表第二医療職給料表(一)の部三級の項中「院長補佐又は」を削り、同部四級の項中「又は院長代行」を削る。

別表第五専門機関の項中「及び院長代行」及び「院長補佐及び」を削る。
附則
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員旅費規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二七級の項中「、院長補佐」を削る。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県病院局宿日直規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第六号

群馬県病院局宿日直規程の一部を改正する規程

群馬県病院局宿日直規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「、院長代行」及び「、院長補佐」を削る。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
